

県立高等学校におけるスポーツ・文化芸術推薦選抜について

1 導入の経緯・趣旨

平成32年開催の東京オリンピック・パラリンピックや平成36年に本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会等を控え、本県においては、スポーツに対する機運が高まりつつある。また、平成27年に開催した第39回全国高等学校総合文化祭を契機として、県内高等学校の文化活動はより質の高い活発なものとなっている。

このようなことから、各高等学校のスポーツ活動や文化芸術活動のさらなる充実を図ることにより学校の特色化を推進するとともに、受検生の個々の能力や適性に応じた主体的な進路選択を推進するため、平成29年度入学選抜から、これまでの一般選抜、推薦選抜・特色選抜に加え、「スポーツ・文化芸術推薦選抜」を実施することとする。

2 スポーツ・文化芸術推薦選抜の概要

(1) 出願資格

校内外のスポーツや文化芸術活動において高い能力・適性を有し、中学校での学校生活全般において意欲的に取り組んだ現役生徒で、各高等学校の推薦要件を満たす者を、中学校長が推薦する。

(2) 実施校

【スポーツ活動】

スポーツ強化拠点校(滋賀県競技力向上対策本部が指定した学校)は、指定された競技・種目について本選抜を実施することができる。

【文化芸術活動】

文化芸術推進強化校(高校教育課と協議を行い指定を受けた学校)は、指定された部門・種目について本選抜を実施することができる。

(3) 出 願

- ・出願は、1人1校、1課程、1学科または1科限り
- ・推薦選抜または特色選抜を併願可

(4) 募集枠

- ・1指定競技・部門・種目につき10名以内とする。
- ・推薦選抜・特色選抜募集枠の50%を上限とする。ただし、体育科、美術科、音楽科については、この限りではない。

(5) 検査日

推薦選抜・特色選抜と同一日または翌日に実施

(6) 検査内容

- ・実技検査と、面接、作文または小論文のうちから一つを選択
- ・特色選抜実施校は、特色選抜の総合問題を実施可
- ・実技検査に代えて適性検査を実施可

3 経過と当面の予定

[平成27年度]

- ・9月 7日:「滋賀県立高等学校入学選抜方法等改善協議会」設置
検討主題 「各高校の特色に応じた、生徒の主体的な進路選択を推進する入学選抜方法等のあり方について」
- ・3月18日:教育委員会「滋賀県立高等学校入学選抜方法等改善協議会」 報告
「滋賀県公立高等学校入学選抜制度改正大綱(改正)」附議 決定
文教・警察常任委員への報告

[平成28年度]

- ・6月16日:文教・警察常任委員会 報告
- ・6月29日:教育委員会「平成29年度滋賀県立高等学校入学選抜要項」附議
- ・7月中旬:「平成29年度滋賀県立高等学校入学選抜要項説明会」実施
(市町教育委員会、中学校担当教員)